

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成 23 年 8 月 26 日（金） 14 時 30 分～15 時 35 分

2 会 場

青森県庁 北棟 8 階 A 会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、本間委員、木村委員  
経営支援課 4 名

4 議事の概要

(1) 議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題 2 届出案件について

【ショッピングパークむつに係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

出店予定店舗が完成間近となっているが、廃棄物等保管施設が見あたらない。

事務局にて設置者に後日確認する。保管用スペースの確保のみなのであれば、路面標示等について指導したい。

廃棄物が飛散しないよう保管庫の設置が望ましい。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・商品の搬入量・回数が微小なため荷さばき施設を設けていない店舗における搬入作業に当たっては、安全確保に努めること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【コメリハード&グリーン藤崎常盤店・スーパーさとちょう常盤店に係る変更について】

本件について、事務局から資料 3 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

隣接した住居からの苦情等は発生していないか。

事務局において承知している苦情等はない。

店舗間の移動時において来客車の速度が上がるのが懸念される。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、住居が隣接している場所もあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【マルホンカウボーイ三沢店に係る新設について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

駐輪場の台数不足による周辺への影響が懸念される。

既に営業している店舗であり、今回の増床での周辺環境にあたる影響は大きくはないと思えるが、立地場所が住居専用地域であるため騒音の苦情への対応について特段の配慮を求めたい。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・第二種中高層住居専用地域での立地でもあり、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。